

石川県公報

令和5年3月31日(金曜日)

号 外

(第23号)

目 次

- 規 則
○石川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (水産課) 1

規 則

石川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十七号

石川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

石川県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年石川県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「平成二十年法律第三十八号」の下に「。以下「農商工等連携促進法」という。」を加え、同項第五号中「平成二十二年法律第六十七号」の下に「。以下「六次産業化法」という。」を加える。

第四条の二第三項中「平成二十年法律第四十五号」の下に「。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。」を加え、同項の次に次の一項を加える。

4 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法律第二十七号。以下「みどりの食料システム法」という。)第十九条第一項の規定による認定を受けた農林漁業者(同条第五項第五号に規定する経営等改善措置が含まれる場合に限る。)に対する別表第一の規定の適用については、別表第一の五の上欄に掲げる別表第一の規定中別表第一の五の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の見出し中「貸付け」を「貸付資格」に改め、同条中「貸付金の貸付け」を「貸付資格の認定」に、「別記様式第一号による申請書に別記様式第二号による事業計画書を添えて」を「貸付資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)(別記様式第一号)に経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画(農商工等連携促進法第十四条の場合には農商工等連携促進法第五条第三項に規定する認定農商工等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第十条の特例の場合には農林漁業バイオ燃料法第五条第二項の認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第十一条の特例の場合には六次産業化法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画を、みどりの食料システム法第二条第四項に規定する環境負荷低減事業活動にあつてはみどりの食料システム法第二十条第三項の認定環境負荷低減事業活動実施計画又はみどりの食料システム法第二十二条第三項の認定特定環境負荷低減事業活動実施計画を含む。以下同じ。)(別記様式第二号)、貸付申請書(別記様式第三号)又は融資機関から貸付けを受けることを希望する者は借入申込書(別記様式第四号)の写しを添え」に改め、同条を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

2 水産総合センター所長は、前項の認定申請書の送付があつたときは、当該認定申請についての適否に関する意見及び貸付けの決定に参考となるべき資料等を添え知事に送付するものとする。

第八条を次のように改める。

(県による貸付け)

第八条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者で、県から直接貸付けを受けることを希望する者は、認定申請書と併せ、貸付申請書を知事に提出するものとする。

2 知事は、認定申請書及び貸付申請書の提出を受けたときは前条第二項の意見等を参しやくして、法第八条の規定

に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが相当であると認めたとときに貸付資格の認定及び貸付けの決定を行うものとする。

- 3 知事は、前項の規定により貸付資格の認定及び貸付けの決定を行ったときは、貸付資格認定書(別記様式第五号)を貸付決定通知書と併せて申請者に交付するものとし、貸付資格の認定及び貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

第九条中「前条」を「前条第三項」に、「別記様式第三号」を「別記様式第六号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け)

第九条の二 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者で、融資機関から貸付けを受けることを希望する者は、融資機関に借入申込書を提出するとともに、借入申込書の写しを添えて認定申請書を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、認定申請書の提出を受けたときは第七条第二項の意見等を参しやくして、法第八条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付資格の認定の決定を行ったときは、申請者に貸付資格認定書を交付するとともに、申請者が沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする融資機関(以下この条において「融資機関」という。)に通知するものとする。

- 3 融資機関は、沿岸漁業改善資金の貸付けを行うために必要な資金(以下「県貸付金」という。)の貸付けを受けようとするときは、知事に県貸付金貸付申請書(別記様式第七号)を提出するものとする。

- 4 知事は、県貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、貸付けを行うことが相当であると認めたとときは、貸付けの決定を行い、融資機関に県貸付金貸付決定通知書を交付するものとし、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を融資機関及び申請者に通知するものとする。

- 5 融資機関は、知事から県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに、申請者に対し貸付決定通知書(別記様式第八号)を交付するものとする。

- 6 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、知事に県貸付金支払請求書(別記様式第九号)を提出するものとする。

- 7 県貸付金の交付は、前項の支払請求を受けて行うものとする。この場合において、融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、県貸付金借用証書(別記様式第十号)を知事に提出するものとする。

- 8 融資機関は、借受人との貸付契約を借用証書(別記様式第十一号)により行うものとする。この場合において、融資機関は、当該借受人に対し、当該借用証書の特約条項を遵守させるものとする。

- 9 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに沿岸漁業改善資金の貸付けを行うものとする。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として借受人に対して既存債権の償還条件の変更等をしてはならない。

- 10 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

- 一 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合
- 二 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となつた場合

- 11 融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、また、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要であると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。

- 12 既に貸付資格の認定を受けている者が当該認定に係る沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするときの第一項の規定の適用については、同項中「を添えて認定申請書」とあるのは、「及び資格認定書の写し」とする。

第十条第一項ただし書中「知事」の下に「又は融資機関(以下「貸付決定機関」という。)」を加え、同条第二項中「別記様式第四号」を「別記様式第十二号」に、「別記様式第五号」を「別記様式第十三号」に、「水産総合センター」を「水産総合センター」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の二項を加える。

- 3 融資機関は、事業実施報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、速やかに、知事に県貸付金事業実施報告書を提出するものとする。

- 4 事業実施報告書又は県貸付金事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、借受人及び融資機関は、その指示に従わなければならないものとする。

第十条の次に次の二条を加える。

(貸付資格認定の取消し)

第十条の二 県は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、貸付資格認定取消通知書により借受人に通知するとともに、借受人が融資機関から貸付けを受けている場合には、融資機関に対してその旨通知し、期限前償還等の所定の手続を行わなければならないものとする。

(期限前償還)

第十条の三 県は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することができるものとする。

- 一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - 二 償還金の支払を怠ったとき。
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。
- 2 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部につき、期限を付して期限前償還を請求することができるものとする。
- 一 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - 二 知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠ったとき。
 - 三 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき（借受人による沿岸漁業改善資金の償還を法第十条の規定により猶予していたことにより融資機関が県貸付金の償還を償還期日までに進行することができない場合を除く。）
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

第十一条中「別記様式第六号」を「別記様式第十四号」に改める。

第十二条中「通知書を、支払を猶予しないことに決定したときはその旨を記載した通知書を申請者に交付するものとする」を「通知書を当該申請者に交付し、支払猶予をしない旨の決定を行つたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 融資機関は、支払猶予申請書の提出を受けたときは、速やかに、知事に対し沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予申請書（別記様式第十五号）を提出するものとし、知事は、これを適当と認めた場合は、融資機関に沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書を交付し、融資機関は申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、償還金の支払期日を過ぎて、支払猶予をしない旨の決定を行つたときにおいても、法第十一条の違約金を徴収するものとする。

第十二条の次に次の一条を加える。

(電子情報処理組織による申請等)

第十三条 借受主体は、この規則に基づき申請等について、電子メール、農林水産省共通申請サービス（当該申請等が当該サービスの対象として登録されている場合に限る。）及びその他の電子計算機を用いて処理することが可能な方法（以下「電子処理システム」という。）により行うことができる。ただし、電子処理システムにより申請等を行う場合であっても、この規則に基づき、当該申請等に添付することとされている様式の全部又は一部を書面により提出することを妨げない。

- 2 借受主体は、前項の規定に基づき電子処理システムにより申請等を行う場合は、この規則に定める様式にかかわらず、電子処理システムにより提供する様式を用いることができる。
- 3 知事は、第一項の規定に基づき電子処理システムにより申請等を行つた借受主体に対する通知等については、借受主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子処理システムによることができる。
- 4 借受主体が第二項の規定により電子処理システムを使用する方法により申請等を行う場合は、当該電子処理システムのサービス提供者が定める当該電子処理システムの利用に係る規約に従わなければならない。

別表第一の四の次に次の一表を加える。

別表第一の五（第四条の二関係）

経営等改善資金の部一の項第五欄、 同部二の項第五欄、同部三の項第 五欄及び同部四の項第五欄	七年以内（据置期間一年以内を含む。）	九年以内（据置期間一年以内を含む。）
経営等改善資金の部五の項第五欄	四年以内（据置期間二年以内を含む。）	五年以内（据置期間二年以内を含む。）

経営等改善資金の部六の項第五欄及び同部七の項第五欄	十年以内(据置期間三年以内を含む。)	十一年以内(据置期間三年以内を含む。)
---------------------------	--------------------	---------------------

別表第二の三の項中「第六条ノ四第一項」を「第六条ノ五第一項」に改める。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第一号(第7条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

石川県知事 様

住 所 〒 TEL

氏名又は名称及び代表者名

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定に基づき、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を作成したので、沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

別記様式第一号その一からその四までの規定中「事業計画書」を「経営等改善措置に関する計画」に改め、同様式その五及びその六中「事業計画書」を「生活改善措置に関する計画」に改め、同様式その七からその十一までの規定中「事業計画書」を「青年漁業者等養成確保措置に関する計画」に改める。

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第 3 号 (第 7 条関係)

(石川県用)

沿岸漁業改善資金貸付申請書

石川県沿岸漁業改善資金貸付規則第 7 条の規定に基づき、下記のとおり沿岸漁業改善資金 (資金) を貸付願いたく申請します。

年 月 日

石川県知事 様

住 所 〒 TEL
氏名又は名称及び代表者名

漁 業 協 同 組 合 名	※	年 月 日	番号
受 付 農 林 総 合 事 務 所 (生活改善資金の場合に限る。)	※	年 月 日	番号
受 理 事 務 所	石川県水産総合センター	年 月 日	番号

資 金	種 類	償還期間	据置期間	資金交付 希 望 日	借受けようとする事業費及び申請額		
					事 業 量	事 業 費	申 請 額
		年	年	月 日		千円	千円

連 帯 保 証 人	住 所	氏 名	申請者との関係

担 保 物 件	

償還月日	償 還 計 画									
	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10年目
償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額

事務委託機関

漁業協同組合名

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称	
事業開始の時期	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従事者数	

- (注) 1 金額を記入する欄に「千円」の表示のあるものについては、千円未満の端数は切り捨てて記入すること(以下同じ)。
- 2 ※の欄は、申請者が記入する必要はありません。

別記様式第六号を削る。

別記様式第五号中「殿」を「様」に改め、同様式を別記様式第十三号とする。

別記様式第四号中「殿」を「様」に改め、同様式を別記様式第十二号とし、同様式の前に次の八様式を加える。

別記様式第 4 号 (第 7 条関係)

(融資機関用)

沿岸漁業改善資金借入申込書

石川県沿岸漁業改善資金貸付規則第 7 条の規定に基づき、下記のとおり沿岸漁業改善資金 (資金) の借入れを申し込みます。

年 月 日

(融資機関代表者) 様

住 所 〒 TEL

氏名又は名称及び代表者名

受 付 融 資 機 関		年 月 日	番号
-------------	--	-------	----

資 金	種 類	償還期間	据置期間	資金交付 希 望 日	借受けようとする事業費及び申請額		
					事 業 量	事 業 費	申 請 額
		年	年	月 日		千円	千円

連 帯 保 証 人	住 所	氏 名	申請者との関係

担 保 物 件	
------------------	--

償 還 計 画										
償還月日	1 年目 償還額	2 年目 償還額	3 年目 償還額	4 年目 償還額	5 年目 償還額	6 年目 償還額	7 年目 償還額	8 年目 償還額	9 年目 償還額	10 年目 償還額
事務委託機関	漁業協同組合名									

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称	
事業開始の時期	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従事者数	

(注) 金額を記入する欄に「千円」の表示のあるものについては、千円未満の端数は切り捨てて記入すること(以下同じ)。

別記様式第 5 号 (第 8 条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定書

番 号
年 月 日

様

石川県知事

沿岸漁業改善資金助成法第 7 条第 1 項の規定により、 年 月 日に提出された沿岸漁業改善資金 (資金) の申請については、これを認定します。

別記様式第 6 号 (第 9 条関係)

収入印紙
ちよう付
欄

() 漁業協同組合受付	年 月 日
事務委託機関受付	年 月 日
石 川 県 受理	年 月 日
貸付決定	番 号
	年 月 日
	第 号
	年 月 日

沿岸漁業改善資金借用証書

資 金			資金の種類				
借受人の氏名 又は名称			住所				
借入金額	償還期日及び償還額	第1回	年 月 日	千円	第7回	年 月 日	千円
千円		第2回	年 月 日	千円	第8回	年 月 日	千円
		第3回	年 月 日	千円	第9回	年 月 日	千円
償還期限		第4回	年 月 日	千円	第10回	年 月 日	千円
年 月 日		第5回	年 月 日	千円	第11回	年 月 日	千円
		第6回	年 月 日	千円	第12回	年 月 日	千円

本日、上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用しました。ついては、石川県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約します。

年 月 日

石川県知事 様

(債務者) 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
(連帯債務者) 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

上記資金の借受けにつき、下名は、石川県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、債務者と連帯して責務の責めに任じます。

(連帯保証人)

氏 名	印	住 所

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付を受けた者(以下「乙」という。)は、石川県(以下「甲」という。)が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の用途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙がこの資金借入に際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (3) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があつたとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立があつたとき。
- (4) 乙が支払を停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入つたとき。
- (5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (6) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (7) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (8) 乙が石川県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (9) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(報告)

第2条 乙は、事業実施後20日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、乙が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。

(弁済の充当)

第3条 乙及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(違約金)

第4条 乙は、弁済期限又は期限前償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し、年12.25パーセントの違約金を甲に支払う。

2 乙は、沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも前項の規定による違約金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第5条 表記保証人は、この契約に基づく一切の債務について乙と連帯して乙と保証人間の契約のいかににかかわらずこれの履行の責を負う。

(保証人の追加等)

第6条 乙は、甲が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

(担保)

第7条 乙は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となつた場合には、速やかにこれを提供するものとする。

第8条 乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した資産を他人に譲渡し若しくは賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならないものとする。

2 乙は、担保として提供した資産の価格が滅失、き損等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

第9条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。甲は担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

別記様式第 7 号 (第 9 条の 2 関係)

沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書

番 号
年 月 日

石川県知事 様

名 称 (融資機関
代 表 者)

沿岸漁業改善資金助成法第 3 条第 2 項に規定する沿岸漁業改善資金の貸付けを実施するため、下記のとおり貸付金を借用したいので石川県沿岸漁業改善資金貸付規則第 9 条の 2 第 3 項の規定により、申請します。

記

沿岸漁業改善資金県貸付金借入金額 円

(別添)

各漁業従事者等から提出のあった借入申込書の写し及び資料等を添付する。

別記様式第 8 号 (第 9 条の 2 関係)

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

年 月 日付で申請された沿岸漁業改善資金 (資金) の貸付けについては、下記のとおり決定します。

年 月 日

様

名 称 (融資機関
代表者)

資 金	種 類	貸付決定番号	貸 付 金 額
			千円
償 還 期 限		年 月 日	
償 還 方 法	償 還 期 日	金 額	摘 要
	第 1 回	年 月 日	千円
	第 2 回	年 月 日	
	第 3 回	年 月 日	
	第 4 回	年 月 日	
	第 5 回	年 月 日	
	第 6 回	年 月 日	
	第 7 回	年 月 日	
	第 8 回	年 月 日	
	第 9 回	年 月 日	
	第 10 回	年 月 日	
	第 11 回	年 月 日	
	第 12 回	年 月 日	
計			
連帯保証人		外 人	
担保物件			

借用証書提出期限	年 月 日	資金交付日	年 月 日
----------	-------	-------	-------

(注) この通知書は、申請者に通知する場合のものである。

別記様式第 9 号 (第 9 条の 2 関係)

沿岸漁業改善資金県貸付金支払請求書

番 号
年 月 日

石川県知事 様

名 称 (融資機関
代 表 者)

年 月 日付け (貸付決定番号:) で貸付決定のあった沿岸漁業改善資金県貸付金の貸
付けについて、下記のとおり支払を請求します。

記

今回支払請求額 円

別記様式第 10 号 (第 9 条の 2 関係)

番 号
年 月 日

石川県知事 様

名 称 (融資機関
代 表 者)

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書の提出について

年 月 日付けで支払を受けた沿岸漁業改善資金県貸付金の借用証書を別添のとおり提出します。

(別添)

収入印紙
添付欄

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書

番 号
年 月 日

名 称 (融資機関
代表者)

- 1 沿岸漁業改善資金県貸付金 金 円借用しました。
- 2 沿岸漁業改善資金に係る法令、国の通知及び石川県沿岸漁業改善資金貸付規則、裏面の特約条項を遵守し、償還期日までに必ず償還することを確認いたします。
- 3 償還期限及び償還金額は、次のとおりとします。

資 金		種 類	貸付決定番号	貸 付 金 額	
			千円		
償 還 期 限			年 月 日		
償 還 方 法	償 還 期 日	金 額		残 高	備 考
	第1回	年 月 日	円	円	
	第2回	年 月 日			
	第3回	年 月 日			
	第4回	年 月 日			
	第5回	年 月 日			
	第6回	年 月 日			
	第7回	年 月 日			
	第8回	年 月 日			
	第9回	年 月 日			
	第10回	年 月 日			
	第11回	年 月 日			
	第12回	年 月 日			
計					

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第1条 債務者(以下「乙」という。注:融資機関)は石川県(以下「甲」という。)から借り受けたこの資金と同額を、(以下「丙」という。)に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同一にして転貸する。

(期限前償還)

第2条 乙は、甲が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙が県貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が県貸付金の償還を怠ったとき(丙に転貸した資金の償還を沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第12条第2項において準用する同法第10条の規定により猶予したことにより、乙が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。)
- (3) 乙が借受金を借入後速やかに貸付けをしないとき。
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があつたとき又は破産若しくは再生手続開始の申立があつたとき。
- (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入つたとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (9) 乙が石川県漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第3条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(転貸債権の期限前償還及び繰上償還)

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

- 2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還する。
- 3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 乙は、この借入金の用途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第6条 乙は次の各号に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

- (1) この借入金の転借により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなつたことを知つた場合
- (2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (4) 上記のほか、乙丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合
- (5) その他甲が指示する場合

(調査)

第7条 乙は、甲の役職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(違約金)

第9条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかつた場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

- 2 乙は、転貸先丙が沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつた場合においても、前項の規定による違約金を支払う。
- 3 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。
- 4 乙は、前項により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

別記様式第11号 (第9条の2関係)

収入印紙
ちょう付
欄

()漁業協同組合受付	年 月 日	
事務委託機関受付	年 月 日	
石 川 県 受理	年 月 日	
貸付決定	番 号	第 号
	年 月 日	年 月 日

沿岸漁業改善資金借用証書

資 金			資金の種類				
借受人の氏名 又は名称			住所				
借入金額	償還期日及び償還額	第1回	年 月 日	千円	第7回	年 月 日	千円
千円		第2回	年 月 日	千円	第8回	年 月 日	千円
償還期限		第3回	年 月 日	千円	第9回	年 月 日	千円
		第4回	年 月 日	千円	第10回	年 月 日	千円
年 月 日		第5回	年 月 日	千円	第11回	年 月 日	千円
		第6回	年 月 日	千円	第12回	年 月 日	千円

本日、上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用しました。ついては、石川県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約します。

年 月 日

(融資機関代表者) 様

(債務者) 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
(連帯債務者) 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

上記資金の借受けにつき、下名は、石川県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、債務者と連帯して責務の責めに任じます。

(連帯保証人)

氏 名	印	住 所

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付を受けた者(以下「乙」という。)は、(以下「甲」という。)が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の用途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙がこの資金借入に際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (3) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があつたとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立があつたとき。
- (4) 乙が支払を停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入つたとき。
- (5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (6) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (7) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (8) 乙が石川県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (9) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(報告)

第2条 乙は、事業実施後20日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、乙が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。

(弁済の充当)

第3条 乙及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(違約金)

第4条 乙は、弁済期限又は期限前償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し、年12.25パーセントの違約金を甲に支払う。

2 乙は、沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも前項の規定による違約金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第5条 表記保証人は、この契約に基づく一切の債務について乙と連帯して乙と保証人間の契約のいかににかかわらずこれの履行の責を負う。

(保証人の追加等)

第6条 乙は、甲が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

(担保)

第7条 乙は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となつた場合には、速やかにこれを提供するものとする。

第8条 乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した資産を他人に譲渡し若しくは賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならないものとする。

2 乙は、担保として提供した資産の価格が滅失、き損等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

第9条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。甲は担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

別記様式第14号(第11条関係)

() 漁業協同組合 受付	年 月 日
農業改良普及所 受理 (生活改善資金の場合に限る。)	年 月 日
水産総合センター 受理	年 月 日

沿岸漁業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

石川県知事 様

住所

氏名

及び代表者氏名

年 月 日付け貸付決定(貸付決定番号第 号)で沿岸漁業改善資金を借り受けましたが、下記のとおり支払を猶予願いたく申請します。

記

資 金 の 種 類		
借受者の氏名又は名称		
借 入 金 額		
当 初 の 償 還 方 法	償 還 期 日	金 額
	第1回	年 月 日 千円
	第2回	年 月 日 千円
	第3回	年 月 日 千円
	第4回	年 月 日 千円
	第5回	年 月 日 千円
	第6回	年 月 日 千円
	第7回	年 月 日 千円
	第8回	年 月 日 千円
	第9回	年 月 日 千円
	第10回	年 月 日 千円
	第11回	年 月 日 千円
	第12回	年 月 日 千円
変 更 後 の 償 還 方 法	償 還 期 日	金 額
	第1回	年 月 日 千円
	第2回	年 月 日 千円
	第3回	年 月 日 千円
	第4回	年 月 日 千円
	第5回	年 月 日 千円
	第6回	年 月 日 千円
	第7回	年 月 日 千円
	第8回	年 月 日 千円
	第9回	年 月 日 千円
	第10回	年 月 日 千円
	第11回	年 月 日 千円
	第12回	年 月 日 千円
変 更 理 由		

- (注) 1 資金の種類欄には、経営改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について石川県沿岸漁業改善資金貸付規則第3条の表に掲げる種類を記載すること。
- 2 変更理由欄には、災害、疾病、負傷、盗難等による状況を記入すること。
- 3 それぞれの事由に応じた石川県知事が指定する者の証明書等を申請書に添付すること。

別記様式第15号 (第12条関係)

沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予申請書

年 月 日

石川県知事 様

名 称 (融資機関
代 表 者)

年 月 日付け貸付決定 (貸付決定番号第 号) で借り受けしました沿岸漁業改善資金県貸付金について、下記のとおり支払を猶予願いたく申請します。

記

資 金 の 種 類		
借 入 金 額		
当 初 の 償 還 方 法	償 還 期 日	金 額
	第1回	年 月 日 千円
	第2回	年 月 日 千円
	第3回	年 月 日 千円
	第4回	年 月 日 千円
	第5回	年 月 日 千円
	第6回	年 月 日 千円
	第7回	年 月 日 千円
	第8回	年 月 日 千円
	第9回	年 月 日 千円
	第10回	年 月 日 千円
	第11回	年 月 日 千円
	第12回	年 月 日 千円
変 更 後 の 償 還 方 法	償 還 期 日	金 額
	第1回	年 月 日 千円
	第2回	年 月 日 千円
	第3回	年 月 日 千円
	第4回	年 月 日 千円
	第5回	年 月 日 千円
	第6回	年 月 日 千円
	第7回	年 月 日 千円
	第8回	年 月 日 千円
	第9回	年 月 日 千円
	第10回	年 月 日 千円
	第11回	年 月 日 千円
	第12回	年 月 日 千円

- (注) 1 資金の種類欄には、経営改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について、石川県沿岸漁業改善資金貸付規則第3条の表に掲げる種類を記載すること。
 2 変更理由の欄には、災害、疾病、負傷、盗難等による状況を記入すること。
 3 それぞれの事由に応じた知事が指定する者の証明書等を申請書に添付すること。

(別添)

各漁業従事者等から提出のあった沿岸漁業改善資金支払猶予申請書の写しを添付

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の石川県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定により貸付けの決定をした貸付金については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の石川県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。